春日部市公用車における次世代自動車導入の基本方針

平成31年3月28日 市長決裁

1. 趣旨

本市では、市事務事業から排出される温室効果ガス排出量削減に向け、地球温暖化対策を平成30年3月に策定した「春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画」の 重点推進事項として「環境負荷の少ない移動手段への転換」を掲げている。

本市における公用車において次世代自動車の導入を推進するにあたり、基本的な方針を示す。

2. 方針の対象範囲

本指針では、市の事務事業に使用する共用車、グループ管理車、特別会計各課所管の自動車を対象とする。

3. 次世代自動車の定義

次世代自動車とは、燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車とする。

4. 基本方針

- (1) 市は、買い換え、リース期間満了により、新たな自動車を取得しようとする場合、 原則として、次世代自動車を導入するものとする。特に、電気自動車については、 2028年度までに事務事業に供する公用車のうち、20%以上導入する。
- (2)(1)の導入にあたり、業務の内容等の理由により、次世代自動車の導入が困難である場合には、別紙「次世代自動車導入に関する協議書」により環境管理責任者(環境経済部長)と協議する。
- (3) 市は、公用車の電気自動車の円滑な普及のため、公共施設の新設、建替え、または大規模改修の際は、公用車専用の普通充電設備を確保するとともに、将来増設可能となるよう配慮する。

5. その他

- (1)公営企業会計が適用となる事務事業においても、本方針の趣旨を鑑み、自動車導入の際は、次世代自動車導入に努める。
- (2) 市に自動車の寄付や無償貸与等を受ける場合にあっては、本方針を示し、配慮を求める。

環境管理責任者

(環境経済部長) あて

次世代自動車導入に関する協議書

春日部市公用車における次世代自動車導入の基本方針に基づき、下記のとおり協議いた

部長

(

連絡先

グループ)

担当